

平成30年度熊本県立八代高等学校入学志願者募集要項

熊本県立八代高等学校 〒866-0885 熊本県八代市永碓町856
TEL (0965) 33-4138 (代表) FAX (0965) 35-8463

I 後期(一般)選抜

1 出願資格

入学を志願できる者は、本県の前期(特色)選抜又は中高一貫教育(連携型)に係る入学者選抜に合格した者以外の者であるとともに、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成30年3月に中学校を卒業見込みの者又は中学校を卒業した者
- (2) 平成30年3月に中等教育学校の前期課程を修了見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 募集人員

募集定員240人から本校に併設する熊本県立八代中学校からの入学予定者数を減じた数とする。

3 通学区域等

- (1) 本校の通学区域(学区)は県南学区とする。
- (2) 上記以外の学区外の出願者に入学を許可し得る数は、後期(一般)選抜の募集人員の13パーセント以内とする。なお、学区外の出願者のうち、県外からの出願者に入学を許可し得る数は、後期(一般)選抜の募集人員の5パーセント以内とする。

4 出願期間

- (1) 平成30年2月13日(火)から2月16日(金)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願の場合は、2月15日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (2) 県外からの出願においても出願期間は(1)に示すとおりであるが、転勤等やむを得ない事情によってこの期間に出願できなかった場合には、入学式当日までに本校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学することが確認できることを条件に、特例として平成30年2月23日(金)から2月28日(水)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、この場合、やむを得ない事情のため平成30年2月16日(金)までに提出できなかったことを証明する書類を添付すること。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を在学する中学校長又は出身中学校長(以下、「出身中学校長」という)を経由して本校校長に提出する。

(ア) 入学願(本校所定のものを用いる。)

- a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。
- b 本校の学区外の中学校出身者で、学区内として出願する者は、保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付しなければならない。

- c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、本校校長は、出願者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることができる。
- (イ) 受検票（平成30年度 熊本県立高等学校入学者選抜要項の様式2）
以下、「様式番号」を標記
- (ウ) 写真票（様式3）
- (エ) 自己申告書（様式5）
 - a 出願者のうち、欠席日数が1年間で30日以上の方については、自己申告書を提出することができる。ただし、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
 - b 自己申告書（様式5をコピーして使用しても可。）は、出願者本人が記入する。
 - c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒（定形。切手は不要。）を同封のうえ、厳封した後、中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。
- (オ) 海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式21）
海外帰国生徒等の特別措置（※Vの2を参照のこと。）の適用を受けようとする者は、特別措置適用申請書を添付すること。
- (カ) 入学者選抜手数料 2,200円
いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。
- (キ) 郵送による出願は、受検票及び領収書送付のため、出願者本人の住所・氏名を記入し、返信用切手392円分（郵送料82円分及び簡易書留の料金310円分）を貼付した返信用封筒を同封すること。なお、入学者選抜手数料納付は、定額小為替証書（無記名）を用いること。
- イ 中学校長による手続
中学校長は、出願者から提出された上記アの（ア）～（キ）のほか、所定の調査書及び成績一覧表を、平成30年2月23日（金）から2月27日（火）午後4時までに、本校校長に提出すること。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- ウ 高等学校長による手続
本校校長は、提出された上記アの（ア）～（キ）を受理した場合は、受検票を交付する。 *（エ）、（オ）、（キ）については該当者。
- (2) 出願の制限
出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後には、(3)の「出願変更」及び(4)の「出願取消し」の場合を除き、どのような変更（出願期間内に、本校への出願を取り下げて、別の高等学校へ出願することも含む。）も認めない。
- (3) 出願変更
 - ア 出願した高等学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。
 - イ 出願変更期間は、平成30年2月19日（月）から2月22日（木）までとし、この期間にウの出願変更の手続をすべて完了すること。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。なお、郵送による出願変更は受け付けない。

ウ 出願変更の手続は、次のとおりとする。

(ア) 出願変更したい者は、出身中学校長を経て、本校校長に、「出願変更願(甲)」(様式13)、「出願変更願(乙)」(様式14)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。(自己申告書を提出した場合は、自己申告書も受け取る。「出願変更願(甲)」及び受検票は、本校で保管する。)

(イ) 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。(自己申告書は新たに作成し、出願変更先の高等学校長にも提出できる。)

(4) 出願取消し(「出願取消し」とは、出願を取り消した後、どの高等学校へも出願をしない場合をいう。)

出願取消しの場合は、平成30年2月23日(金)以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で本校校長に届け出なければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

6 選抜

(1) 学力検査

ア 学力検査日時

平成30年3月7日(水)及び8日(木)の両日、午前10時から実施する。

イ 検査場

熊本県立八代高等学校

ウ 学力検査問題

(ア) 検査教科、検査時間及び配点

a 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とし、英語のリスニングテストを英語の検査時間内に実施する。

b 検査時間は、各教科とも50分とする。

c 配点は、各教科とも50点とする。

(イ) 学力検査時間割

第1日 3月7日(水)

本校第一体育館集合 9:20

点呼・諸注意 9:25~9:35

検査室への入室 9:35~9:55

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	国語	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	理科	11:10	12:00	50
休憩				
第3時限	英語 (リスニングテストを含む。)	13:10	14:00	50

第2日 3月8日(木)

本校第一体育館集合 9:30
点呼 9:30~9:35
検査室への入室 9:35~9:55

	教科	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)
第1時限	社会	10:00	10:50	50
休憩				
第2時限	数学	11:10	12:00	50

エ 選抜の手順

(ア) 第1選考

「平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」による第1選考を実施する。

(イ) 第1選考後の選抜基準

学力検査(5教科250点満点)の得点(A)と評定の総計点(180点満点)を1/3倍した得点(B)との合計点(A+B)を学力総合成績とし、選抜する。

オ 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、定規、コンパス、昼食、上履き、下足入れを持参すること。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器(携帯電話等)等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

(2) 健康診断

本校校長は、調査書の健康の記録欄によって、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公的な医療機関による検査を求めることができる。

7 合格者の発表

(1) 合格者は、平成30年3月14日(水)午前8時40分、本校において受検番号で発表する。本人宛てに合否結果の通知は出さない。

(2) 電話による問い合わせには、いっさい応じない。

(3) 入学辞退者は、直ちに出身中学校長を経て、本校校長に文書で申し出ること。

8 合格者の招集

本校第一体育館において入学予定者説明会を行うので、合格者は筆記用具を持参のうえ、必ず保護者同伴で出席すること。(無届で出席しない場合は、入学辞退者として取り扱うことがあるので注意すること。)なお、期日等については後日連絡する。

9 不合格者の取扱い

不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

10 その他

(1) 入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがある。

(2) この入学志願者募集要項に記載のない事柄については、「平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」によるものとする。

Ⅱ 二次募集

合格者数が募集定員に満たない場合、二次募集を実施する。詳細については、「平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」によるものとする。

Ⅲ 県外からの出願の手続

- 1 県外中学校出身者で本校に出願する者は、この要項のⅠ後期(一般)選抜5の(1)に示した必要書類等のほかに、県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式20)を本校校長に提出すること。用紙は本校に請求すること。
- 2 当該中学校長は、成績一覧表(様式7)については、熊本県教育委員会(熊本市中央区水前寺6丁目18番1号、熊本県教育庁教育指導局高校教育課長宛て)及び本校校長に各1部を平成30年2月23日(金)から2月27日(火)までに提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、様式については、本校校長に問い合わせること。また、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。
- 3 書類不備の場合、入学願は受け付けない。
- 4 出願に当たっての必要な書類は、本校校長に請求すること。

Ⅳ 身体に障がいがある受検者への配慮事項

- 1 中学校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。
- 2 本校校長は、身体に障がいがあるため、通常の方法により受検することが困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

Ⅴ 海外帰国生徒等の取扱

1 海外帰国生徒等への配慮事項

- (1) 中学校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡すること。
- (2) 本校校長は、海外帰国生徒、中国等帰国生徒及び外国人生徒で、特別の配慮が必要と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、検査時間の延長など、検査方法や検査場等について適切な措置を講じるものとする。

2 後期(一般)選抜における海外帰国生徒等の特別措置

(1) 対象者

次のア～ウのいずれかに該当する海外帰国生徒等で、特別措置による受検を希望する者

ア 中国等帰国生徒で、原則として、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に帰国した者

イ 外国人生徒で、原則として、入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は入国時すでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成24年4月1日以降に入国した者

ウ 海外帰国生徒で、原則として、在外教育施設(日本人学校等)以外の学校に引き続き1年以上在学し、かつ、平成27年4月1日以降に帰国した者

(2) 特別措置の内容

ア 5教科（国語、社会、数学、理科、英語）の中から志願者があらかじめ選択した3教科の学力検査と、作文及び面接を実施する。

イ 作文は、出願者の適性や意欲・関心等をみるために、800字、50分で実施する。

(3) 出願手続等

ア この特別措置の適用を受けようとする者は、海外帰国生徒等の特別措置適用申請書（様式21）を入学願とともに本校校長に提出すること。

イ 本校校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、県教育委員会の承認を受けて、特別措置を実施するものとする。

(4) 特別措置により入学を許可し得る数は、若干名とする。

Ⅵ 郵送による個人情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができる。

1 提供する個人情報

平成30年度熊本県立高等学校入学者選抜の後期(一般)選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点

2 提供を希望できる者

上記1の学力検査の出願者本人

3 提供する期日等

平成30年3月23日（金）から平成30年3月28日（水）までの間に、本校から本人宛て簡易書留にて発送する。

4 提供を希望する際の手続き等

(1) 個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願（様式22）及び返信用封筒（長形3号）を、入学願とともに本校校長に提出すること。なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手392円分（郵送料82円分及び簡易書留の料金310円分）を貼ること。

(2) 出願変更をする場合は、出願者は、先に提出した提供希望願及び返信用封筒を受け取り、新たに出願変更をする高等学校長に提出すること。

5 留意事項

(1) 提供希望願(様式22)は、中学校において作成すること。

(2) 中学校長は、入学願及び提供希望願により、提供の希望の有無を確認すること。さらに、返信用封筒の宛名が出願者本人であり、宛先が出願者本人の住所であることを入学願により確認すること。また、切手の貼付の有無も確認すること。

Ⅶ 中高一貫教育(併設型)に係る本校への入学について

県立八代中学校第3学年の課程を修了後、引き続き本校への入学を志願する者に対しては、選抜を行わない。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではない。